

岩手県補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第29号

岩手県補助金交付規則の一部を改正する規則

岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、別に定めるもののほか、補助金に係る予算の執行の適正化を図るため、補助金の交付の申請、決定等その他補助金の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、別に定めるもののほか、補助金<u>(相当の反対給付を受けない補助金以外の給付金で別に定めるものを含む。以下同じ。)</u>に係る予算の執行の適正化を図るため、補助金の交付の申請、決定等その他補助金の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。